

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 公 告

ページ

- 公募型プロポーザル方式に係る手続の開始【八幡西区役所総務企画課】 2
- 業務委託契約に係る一般競争入札の公告【産業経済局観光部観光課】 5

北九州市公告第 674 号

次のとおり応募者に資格条件を付与した公募型プロポーザル方式に係る手続を開始する。

令和 3 年 9 月 16 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 業務概要

- (1) 業務名 令和 3 年度「エリア周遊型謎解きイベント」実施業務
- (2) 業務内容 黒崎エリア及び折尾エリアの魅力再発見を目的に、新型コロナウイルス感染症拡大の予防対策を行いながら、エリア周遊型の謎解きイベントを実施するものである。業務内容は、以下のとおりとする。
 - ア 企画実施業務
 - イ 管理運営業務（設営撤去等を含む。）
 - ウ 広報及び製作業務
 - エ その他業務の実施に必要なもの
- (3) 契約期間 契約締結日から令和 4 年 3 月 31 日まで

2 参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 11 号）第 6 条第 1 項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (2) 業務の全般にわたって総合的な運営が可能であること。
- (3) 業務に必要な専門的能力のある従事者を有するとともに経営基盤が安定しており、業務を確実に遂行できること。
- (4) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (6) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（役員及び従業員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不当な利益を得る目的又は第三

者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を給与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の活動又は運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に不適切な関係を有していると認められる者

カ 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用している者

3 受託候補者を選定するための評価基準

(1) 企画提案書等の内容

(2) 企画提案審査会におけるプレゼンテーション及びヒアリングでの対応

4 契約の交渉等

前項の評価基準により選定した候補者と、第1項の業務の契約締結の交渉を行う。

5 手続等

(1) 担当部局

八幡西区役所総務企画課

北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号

電話 093-642-1339

(2) 事前説明会

ア 日時 令和3年9月30日午前10時

イ 場所 八幡西区役所庁舎6階601会議室

北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号

ウ 備考 事前説明会への出席を当該企画提案の参加の条件とする。

なお、事前説明会へ参加する場合は、前日までに前号の担当部局へ電話連絡を行うこと。

(3) 企画提案書及び見積書の提出場所、提出期限及び提出方法

ア 提出場所 第1号に同じ。

イ 提出期限 令和3年10月21日正午まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

ウ 提出方法 持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

(4) 企画提案審査会

ア 日時 10月下旬(日程等の詳細は、事前説明会で配布する説明書による。)

イ 場所 八幡西区役所庁舎6階601会議室
北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 契約書の作成の要否 要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口 前項第1号に同じ。

(4) その他詳細は、事前説明会で配付する説明書による。

北九州市公告第 675 号

一般競争入札により、業務委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び北九州市契約規則（昭和 39 年北九州市規則第 25 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 3 年 9 月 16 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 委託内容

- (1) 業務名 令和 3 年度小倉城庭園展示更新業務委託
- (2) 業務内容等 入札仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 令和 3 年 10 月 18 日から令和 4 年 3 月 31 日まで
- (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 11 号）第 6 条第 1 項の有資格業者名簿に記載されていること。ただし、物品等供給のサービスのうち、広告、宣伝、イベント及び映画の有資格者として登録されている者に限る。
- (3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 日本国内において、国又は地方公共団体が発注した平成 28 年 4 月以降に完了した人文系展示施設に係る展示制作業務（更新を含む。）について、元請としての実績を 2 件以上有すること。ただし、展示対象面積が 350 平方メートル以上の実績に限る。
- (5) 前号の実績に従事した技術者を当該業務の監理技術者として配置できること。ただし、入札を行った日において雇用関係が 3 か月以上経過している者に限る。
- (6) 100 インチ以上の画面で上映される 4K 以上の画質でのコンテンツの制作実績を 1 件以上有すること。

(7) 九州に本社又は支店若しくは営業所がある業者であること。

3 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区浅野3丁目8番1号

A I Mビル4階

北九州市産業経済局観光部観光課

イ 日時 この公告の日から令和3年9月24日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで。ただし、9月24日は、午前9時から正午まで

(2) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号

A I Mビル4階 北九州市産業経済局観光部観光課特別会議室

イ 日時 令和3年10月4日午後2時

ウ 入札関係資料 説明会において入札説明書、価格の算定根拠となる設計書及び発注用図面を無償で交付する。

(3) 業務内容等に対する質問

業務内容等に対して質問がある場合は、次のとおり書面（任意様式）により提出すること。

なお、書面は、ファックス又は電子メールによるものも受け付ける。

ア 場所 第1号アに同じ。

イ 期限 令和3年10月7日の正午までに必着とする。

ウ 質問書による回答は、入札説明会に参加した者全員に令和3年10月11日までにファックス又は電子メールで行う。

(4) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号

A I Mビル4階 北九州市産業経済局観光部観光課特別会議室

イ 日時 令和3年10月14日午後2時

4 競争入札参加資格の確認

この一般競争入札に参加を希望する者は、所定の期日までに、下記資料を提出し、確認を受けなければならない。

(1) 提出資料

ア 競争入札参加意思表明書（任意様式）

イ 請負実績（任意様式） 第2項第4号及び第6号に該当する実績を明記し、履行を確認することができる書面又は契約書の写しを添付するこ

と。

(2) 提出期間、場所及び方法

ア 提出期間 この公告の日から令和3年9月24日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで。ただし、9月24日は、午前9時から正午まで

イ 提出場所 前項第1号アに同じ。

ウ 提出方法 資料は、持参又は郵送とする。

(3) 競争入札参加資格の確認の結果は、令和3年9月28日の午後4時にファックス又は電子メールで通知する。

(4) その他

ア 書類等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された書類は、返却しない。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札金額の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法

契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。また、所定の回数で落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約に移行する。

(5) 内訳書の提出

入札者は、入札書に記載した金額に対応する内訳書を入札書とは別に提出しなければならない。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市産業経済局観光部観光課

〒802-0001 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号

A I Mビル4階

電話 093-551-8150

ファックス 093-551-8151